

令和6年度改正	現 行	備 考
<p data-bbox="320 604 1133 693">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="549 1444 908 1512">令和6年8月</p> <p data-bbox="549 1627 908 1690">富山県土木部</p>	<p data-bbox="1578 604 2392 693">測量業務共通仕様書</p> <p data-bbox="1804 1444 2163 1512">令和5年8月</p> <p data-bbox="1804 1627 2163 1690">富山県土木部</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

令和6年度改正	現 行	備 考
<p>第1章 総 則</p> <p>第3条 用語の定義</p> <p>25 書面とは、<u>打合せ簿等の帳票をいい</u>、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>第12条 業務計画書</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 業務方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画及び照査計画 (6) 成果品の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制(緊急時含む) (9) 屋外で行う業務において使用する主な機器 (10) その他</p> <p>(2) 実施方針又は(10)その他には、第31条個人情報の取扱い、特記事項、第32条安全等の確保及び第36条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</p> <p>第31条 個人情報取扱特記事項</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 安全確保の措置</p> <p>(2) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第12条で示す業務計画書に、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなどの管理体制及び本特記事項を遵守する旨を記載するものとする。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第3条 用語の定義</p> <p>25 書面とは、発行年月日を記録し、記名(署名または押印を含む)したものを有効とする。電子メールにより書類を提出する場合は、別途調査職員と協議するものとする。</p> <p>第12条 業務計画書</p> <p>2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。</p> <p>(1) 業務概要 (2) 業務方針 (3) 業務工程 (4) 業務組織計画 (5) 打合せ計画及び照査計画 (6) 成果品の内容、部数 (7) 使用する主な図書及び基準 (8) 連絡体制(緊急時含む) (9) 屋外で行う業務において使用する主な機器 (10) その他</p> <p>(2) 実施方針又は(10)その他には、第31条個人情報の取扱い、第32条安全等の確保及び第36条に関する行政情報流出防止対策に関する事項も含めるものとする。</p> <p>第31条 個人情報取扱特記事項</p> <p>1 基本的事項</p> <p>受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第57号)、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年5月30日法律第58号)</u>、行政手続における特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)等関係法令に基づき、次に示す事項等の個人情報の漏えい、滅失、改ざん又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>5 安全確保の措置</p> <p>(2) 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の管理に関する責任者を特定するなど管理体制を定め、第12条で示す業務計画書に記載するものとする。</p>	

測量業務共通仕様書 新旧対照表

令和6年度改正	現 行	備 考
<p>8 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>(1) 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする本特記事項に定める、発注者が受注者に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を当該第三者も講ずるように求め、かつ当該第三者が約定を遵守するよう義務づけなければならない。</p> <p>(2) 受注者は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。</p> <p>(3) (1)、(2)の内容は、発注者の指示又は承諾を受けた再委託先の変更並びに再委託先が再々委託及びそれ以下の委託を行う場合についても同様とする。</p>	<p>8 再委託の禁止及び再委託時の措置</p> <p>受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するための個人情報については自ら取り扱うものとし、第三者にその取り扱いを伴う事務を再委託してはならない。なお、再委託に関する発注者の指示又は承諾がある場合においては、個人情報の適切な管理を行う能力を有しない者に再委託することがないよう、受注者において必要な措置を講ずるものとする。</p>	